

## 平成 26 年度高岡市人事行政の運営等の状況について

高岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 29 号）第 6 条の規定に基づき、平成 26 年度における高岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成 27 年 9 月 30 日

高岡市長 高橋 正樹

## 1 任免及び職員数に関する状況

## (1) 職員数の状況（各年 4 月 1 日現在）

職員数の状況は、次の表のとおりです。

(人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 27 年	平成 26 年		
一般行政部門	議 会	11	11	0	
	総務企画	189	189	0	
	税 務	57	55	2	・業務執行体制の強化
	民 生	290	295	-5	・二上保育園と守山保育園の統合に伴う保育体制の見直し
	衛 生	122	130	-8	・一部事務組合への職員派遣 ・業務執行体制の見直し
	労 働	2	2	0	
	農林水産	27	27	0	
	商 工	39	41	-2	・業務執行体制の見直し
	土 木	114	120	-6	・業務執行体制の見直し ・高岡建設管理センターの廃止
	小 計	851	870	-19	
特別行政	教 育	184	187	-3	・業務執行体制の見直し
	消 防	225	224	1	
	小 計	409	411	-2	
公営会計部門 企業等	病 院	494	494	0	
	水 道	57	62	-5	・業務執行体制の見直し
	下 水 道	29	31	-2	・業務執行体制の見直し
	そ の 他	52	53	-1	
	小 計	632	640	-8	
一部事務組合など へ派遣		12	8	4	
合 計		1,904	1,929	-25	

※ 職員数は、一般職に属する職員数であり、市職員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、再任用短時間勤務職員、臨時・非常勤職員を除いています。

## (2) 任用の状況

平成 26 年度における新規採用者数は、112 人です。

※ 「新規採用者数」とは、平成 26 年度に新たに高岡市の職員として採用され、各任命権者の部局に配属された者の数であり、他の自治体からの出向者を含みます。

(3) 離職の状況

平成 26 年度における退職者数は、149 人です。

※ 「退職者数」とは、平成 26 年度に高岡市職員の身分を失った者の数であり、他の自治体への出向戻しを含みます。

(4) 異動の状況

平成 26 年度における異動数は、736 人 (うち昇任 180 人)です。

区分	部長級	理事級	次長級	参事級	課長級	課長補佐級	主幹級	副主幹級	その他	計
合計	7	6	7	18	56	37	68	99	438	736
うち昇任	7	5	3	8	42	25	44	46		180

※ 監理主査、主査、主任等への昇任は、「うち昇任」件数に含めません。

2 競争試験及び選考の状況

平成 26 年度に実施した競争試験及び選考の状況については、次の表のとおりです。

職種		募集人数	申込人数	倍率	採用者数
事務職	大卒	24 名程度	111	4.6	26
	短大卒・高卒	4 名程度	34	8.5	3
	社会人経験者	2 名程度	89	44.5	4
	身体障がい者	1 名程度	5	5.0	1
技術職(建築)	大卒	1 名程度	1	1.0	1
	有資格者(第 2 期実施)	1 名程度	0	-	-
	有資格者(第 3 期実施)	1 名程度	1	1.0	0
技術職(土木)	大卒	6 名程度	10	1.7	4
	有資格者(第 2 期実施)	2 名程度	9	4.5	2
	有資格者(第 3 期実施)	3 名程度	2	0.7	2
消防職	大卒	5 名程度	22	4.4	5
	短大卒・高卒	2 名程度	19	9.5	3
福祉総合職		1 名程度	13	13.0	1
保育士		8 名程度	64	8.0	12
栄養士		4 名程度	27	6.8	4
保健師		4 名程度	36	9.0	4
薬剤師(第 1 期実施)		1 名程度	4	4.0	2
薬剤師(第 1 期実施)【10 月採用】		1 名程度	1	1.0	0
臨床検査技師		2 名程度	9	4.5	3
歯科衛生士		1 名程度	13	13.0	1
理学療法士		2 名程度	2	1.0	1
看護師(第 1 期実施)【10 月採用】		5 名程度	10	2.0	5
看護師・助産師(第 2 期実施)		16 名程度	21	1.3	20

看護師・助産師(第3期実施)	2名程度	2	1.0	1
技能労務職(給食調理業務)	2名程度	17	8.5	2
技能労務職(清掃業務・学校用務・土木作業等)	3名程度	23	7.7	4
合計	104名程度	545	5.2	111

※ 採用者数は、募集以後の退職動向、採用予定者の辞退等の要因により、募集人数と異なる場合があります。

### 3 給与の状況

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	平成26年度
住民基本台帳人口(H27.3.31)	175,061 人
歳出額 (A)	83,926,707 千円
人件費 (B)	10,389,723 千円
人件費率 (B/A)	12.4 %

※ 人件費とは、一般職員の給与・共済費と市長・議長などの特別職に支給された給料・報酬などを合算した額です。

#### (2) 職員給与費の状況(一般会計予算)

区分		平成27年度
職員数(A)		1,255 人
給与費	給料	4,599,743 千円
	職員手当	774,484 千円
	期末・勤勉手当	1,676,493 千円
	計(B)	7,050,720 千円
1人当たり給与費(B/A)		5,618 千円

※ 給与費には、特別職、公益法人などへの派遣職員の支給分は含みません。

#### (3) 平均給料月額および平均年齢の状況(一般会計)

区分		平成27年4月1日現在
一般給料表 適用者	平均給料月額	300,083 円
	平均年齢	39 歳 3 ヶ月
技能労務職給料表 適用者	平均給料月額	306,768 円
	平均年齢	45 歳 2 ヶ月

※ 一般給料表適用者には、国の行政職俸給表(一)の適用を受ける者に相当する職員のほか、税務職、福祉職、教育職、栄養士、保健師などを含みます。

※ 技能労務職給料表適用者とは、国の行政職俸給表(二)の適用を受ける者に相当する職員で、運転手、調理員、用務員、業務士などです。

## (4) 初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分		初任給
一般行政職	大学卒	174,200 円
	高校卒	142,100 円
技能労務職	大学卒	168,800 円
	高校卒	144,500 円

※ 上記の額は標準額を示すものであり、採用時の前歴換算措置などにより異なることがあります。

## (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区分		経験年数				
		10年～15年	15年～20年	20年～25年	25年～30年	30年～35年
一般行政職	大学卒	278,400 円	337,200 円	371,700 円	417,300 円	420,800 円
	高校卒	243,000 円	250,600 円	352,200 円	362,000 円	406,400 円
技能労務職	大学卒	256,200 円	273,200 円	326,400 円	— 円	— 円
	高校卒	226,800 円	267,500 円	280,100 円	339,200 円	376,900 円

## (6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	事務員 技術員	主事 技師	主査 主任	副主幹 主査	主幹 副主幹	課長 課長補佐 主幹	理事 次長	部長	
職員数	51 人	179 人	97 人	58 人	49 人	120 人	17 人	7 人	578 人
構成比	8.8%	31.0%	16.8%	10.0%	8.5%	20.8%	2.9%	1.2%	100%
(参考) 1年前の 構成比	7.9%	31.0%	13.9%	8.5%	10.7%	23.8%	3.0%	1.2%	100%

※「職員の給与に関する条例」に基づく一般給料表適用者の級区分による職員数です。

## (7) 職員手当の状況（平成27年4月1日現在）

区分	内 容
扶養手当	・配偶者 月額 13,000 円
	・配偶者以外の扶養親族 月額 6,500 円
	・配偶者のない場合はそのうち1人 月額 11,000 円
	・扶養親族のうち16歳の年度初めから22歳の年度末までの子については、1人につき月額 5,000 円を加算

住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家等 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高 27,000 円まで支給</li> <li>・持ち家(世帯主) H25.4 から廃止(経過措置あり) &lt;経過措置内容&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 H25.3 において、支給要件を満たしている者</li> <li>・経過措置内容 H25 年度 月額 1,000 円(新築・購入から 5 年以内の場合は月額 2,000 円) H26 年度 一律月額 1,000 円 H27 年度 一律月額 500 円 H28 年度 完全廃止</li> </ul> </li> </ul>															
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関等利用者 最も経済的かつ合理的であると認められる運賃などに応じて、全額支給(限度額 55,000 円)</li> <li>・交通用具使用者 距離段階区分に応じて 2,000 円～31,600 円</li> </ul>															
期末手当 勤勉手当	(平成 26 年度支給割合) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225 月分</td> <td>0.675 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375 月分</td> <td>0.825 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60 月分</td> <td>1.50 月分</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職制上の段階、職務の級等による加算措置 有</li> </ul>		期末手当	勤勉手当	6月期	1.225 月分	0.675 月分	12月期	1.375 月分	0.825 月分	計	2.60 月分	1.50 月分			
	期末手当	勤勉手当														
6月期	1.225 月分	0.675 月分														
12月期	1.375 月分	0.825 月分														
計	2.60 月分	1.50 月分														
退職手当	<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>(支給率)</td> <td>自己都合</td> <td>勸奨・定年</td> </tr> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td>20.445 月分</td> <td>25.55625 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td>29.145 月分</td> <td>34.5825 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td>41.325 月分</td> <td>49.59 月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>49.59 月分</td> <td>49.59 月分</td> </tr> </table>	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
(支給率)	自己都合	勸奨・定年														
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分														
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分														
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分														
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分														

特殊勤務手当 (一般会計)	平成 26 年度	職員全体に占める手当支給職員割合	29.6%
		支給対象職員1人当たりの平均支給年額	38,743 円
		手当の種類(手当数)	※ 17 種類
		市税賦課徴収手当、防疫作業手当、救護収容手当、社会福祉施設等業務手当、医療業務手当、現場技術指導手当、社会福祉業務手当、消防業務手当、死亡者取扱手当、保健指導等業務手当、除雪手当、用地交渉手当、清掃作業手当、犬猫死体処理手当、危険手当、特殊車両操作手当、道路補修作業手当	

超過勤務手当 (一般会計)	平成 26 年度	支給総額	307,334 千円
		支給対象職員1人当たり支給年額	294 千円
	平成 25 年度	支給総額	251,304 千円
		支給対象職員1人当たり支給年額	242 千円

(8) 特別職の給料・報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区分		支給月額
給料	市長	850,000 円 (1,000,000 円)
	副市長	771,900 円 (830,000 円)
報酬	議長	645,000 円
	副議長	580,000 円
	議員	545,000 円
期末手当(平成26年度支給割合)		
	6月期	1.40月分
	12月期	1.70月分
	計	3.10月分

※カッコ内は、特別措置前の額です。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

- (1) 職員の勤務時間（平成27年4月1日時点における一般職の標準的なもの）  
一般行政職の標準的な勤務時間は、次の表のとおりです。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後零時から 午後1時まで

- (2) 休暇、休業制度の状況

主な休暇、休業制度の概要及び平成26年度における取得状況は、次の表のとおりです。

区分	制度概要等	取得状況
年次休暇	職員の請求に基づき付与される休暇。暦年毎に20日を付与。また、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。	平均取得日数 6.7日
夏季休暇	夏季における諸行事への参加や心身の健康維持等を図るために仕事を休むとき。7月から9月の期間内において5日以内。	平均取得日数 4.3日
病気休暇	傷病により仕事を休む必要があるとき。原則90日以内。	平均取得日数 1.9日
出産付添	妻が出産する場合に、夫である男性職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添等を行う必要があるとき。妻が出産のために病院に入院する等の日から出産の日後2週間の期間内に2日以内。	取得者 15人
子の看護休暇	中学校就学前の子を養育する職員が、その子のケガや病気を看護するために仕事を休む必要があるとき。1年に5日以内。	取得者 65人
育児時間	生後1歳未満の子を育てる職員が、その子の授乳や保育を行うとき。1日2回、各30分。	取得者 1人
育児参加	妻の産前産後休暇期間内に当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する必要がある時。5日以内。	取得者 4人
育児休業	3歳に満たない子を養育するとき。子が3歳に達する日までの期間。	取得者 55人
部分休業	小学校就学前の子を養育しつつ勤務するとき。子が小学校に就学するまでの期間で、始業時又は終業時、1日を通して2時間以内。	取得者 12人

介護休暇	配偶者、子、同居の祖父母等が傷病等により日常生活を営むのに支障をきたして、その介護を行うために仕事を休む必要があるとき。 2週間以上6月以内	取得者 2人
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。5日の範囲内の期間	取得者 0人

## 5 分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

平成26年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。なお、表中の件数は平成26年度中の延べ発令件数であり、例えば一人の職員に対し平成26年度中に2回の休職発令があった場合は、件数を2とカウントしています。

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合					
心身の故障の場合			37		37
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					

### (2) 懲戒処分の状況

平成26年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

※ 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行があった場合に行われる処分のことをいいます。

戒告	減給	停職	免職	計
				0

## 6 サービスの状況

### (1) 営利企業従事許可の状況

平成26年度の営利企業従事許可の状況は、次の表のとおりです。

※ 公務員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業等の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないとされており、次のいずれにも該当しないと認める場合に限り、例外的に許可を受けることができます。

- ア その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある
- イ 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある
- ウ その他公務員として適当でないと認められる

許可件数
75

(2) 職務専念義務免除の状況

平成 26 年度の職員専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

※ 公務員は、その勤務時間中において職務に専念する義務がありますが、法律又は条例で定める以下の区分に該当する場合は、限定的にその免除が認められています。

区分	承認件数
研修を受ける場合	0
厚生に関する計画の実施に参加する場合	855
公務災害補償に関する審査請求等をし、又はこれらの審査に出頭する場合	0
勤務条件に関する措置の要求をし、又はその審理に出頭する場合	0
不利益処分に関する不服申立てをし、又はその審理に出頭する場合	0
職員団体の代表者として、当局と交渉を行う場合	20
当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合	0
市の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0
他の地方公共団体、国若しくは地方公共団体が設置する公社等又は市が出資若しくは助成等を行っている公共的団体等の業務に専ら従事する場合	4
国又は地方公共団体の機関、学校その他公共的団体から委嘱を受けて研修、講演等を行う場合	7
その他任命権者が特に必要と認める場合	43

7 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

平成 26 年度の職員研修の実施状況は、次の表のとおりです。

研修区分	開講日数	修了者数
階層別研修 新規採用職員研修、中堅職員研修、主査研修、副主幹研修、主幹研修、課長研修、管理者研修、非常勤職員研修 等	81 日	406 人
専門研修 実践 O J T 指導者養成研修、パソコン講座、行政実務実践講座、住民協働研修、メンタルヘルス講演会、政策法務研修、交渉力向上研修、接遇能力向上研修、接遇講演会、議会答弁書作成力向上研修、高岡再発見講座 等	128 日	1,636 人
その他研修		
派遣研修（自治大学校、富山県ほか）		30 人
自己啓発（自主研究グループ、通信教育ほか）		63 人
教育委員会 栄養士・調理員・用務員研修	11 日	279 人
上下水道局（技術講習会ほか）	4 日	42 人
合計	224 日	2,456 人

(2) 勤務評定の状況

一般行政職の昇任、異動に当たっての勤務評定は、次により実施しています。

① 評定方法

職員の成績（仕事の質・量、課題解決度等）、態度（服務規律、責任感、協調性等）、能力（統率力、指導力等）、総合評価といった評定要素毎に、第 1 次評定者による当該職員の各評定要素に対する絶対評価と、第 2 次評定者による部内の分布制限を考慮した相対評価を行っています。評定者には、当該職員の直属の上司 2 名があたっています。

② 評定期期

前年の 1 月 1 日から 12 月末日までの 1 年間を対象に、毎年 1 月に実施しています。

③ 対象者

一般給料表適用者の全員（保育士、介護士は昇任内申者のみ）であり、平成 26 年度の被  
 評定者は 659 人 です。

8 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理

労働安全衛生法等に基づく各種健康診断等を実施し、その他健康障害の防止対策を行って  
 います。

① 健康診断の実施状況

区 分	対 象 者	受診実績等	摘要
定期健康診断	全職員	1,853 名	
特定業務従事者 の健康診断	深夜勤務を伴う業務に従事する職 員及び病原体による汚染の恐れが ある業務に従事する職員	443 名	
その他の健康診 断	胃検診及び女性検診について、そ れぞれ希望する職員	381 名	富山県市町村職員 共済組合の保険事 業による全額負担

② 特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導について、54 名を対象として実  
 施しています。なお、実施主体は医療保険者である富山県市町村職員共済組合となります。

③ 健康障害防止対策等

実施事項	概要及び対象者	実績等
心の健康相談 事業	毎月 1 回、職員本人やその家族、上司などから の相談に臨床心理士が対応	5 回開催 のべ 7 名利用
感染症予防措 置	病原体による汚染の恐れがある業務に従事す る職員に対する、破傷風及び B 型肝炎の予防措 置を実施	21 名

(2) 厚生制度

職員の勤務能率の向上や、元気回復などを目的として、厚生事業を行っています。

厚生事業には、高岡市が直接実施している事業と、職員の掛け金と高岡市の交付金によっ  
 て運営される職員互助会が実施している事業とがあります。

① 高岡市が直接実施している職員に対する厚生事業

実施事項	事業概要及び対象者	対象者数
弔慰金	職員の弔慰金(本人死亡)	1 名

② 職員互助会が実施している厚生事業

ア 職員互助会に対する公費負担の状況

(ア) 平成 26 年度公費負担の総額	6,977 千円
(イ) 職員互助会の会員数	1,933 名
(ウ) 会員一人当たりの公費負担額	3,609 円
(エ) 公費負担額の算定の方法	給料月額千分の 1
(オ) 会員掛け金の算定の方法	給料月額千分の 1

イ 職員互助会が実施している事業の概要

事業区分	事業の内容	実績・事業費等
給付事業	職員の慶事及び弔事に対し、祝金及び弔慰金を支給しています。	258 件 4,250 千円
その他の事業	保養施設及びスポーツ施設の利用助成、人間ドックの利用助成、サークル活動への助成を行っています。	9,752 千円

(3) 共済制度

地方公務員共済組合法に基づき、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として、富山県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

① 共済組合によって実施されている事業の概要

短期給付事業	組合員とその家族の病気、けが、出産等に対する必要な給付を行うもの。
長期給付事業	組合員の退職、障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行うもの。
福祉事業	組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付等を行うもの。

② 共済組合に対する負担金

共済組合に対し、法令等に基づき、平成 26 年度中に高岡市が負担金として支出した額は次のとおりです。

平成 26 年度共済組合負担金 2,252,901 千円

(4) 公務災害補償制度

地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を行うため、地方公務員災害補償基金が事業を実施しています。

① 平成 26 年度中の公務災害等の発生の状況

区分	件数	災害の概要
公務災害	14 件	医療行為中の感染症患者接触、作業中の機械による怪我など
通勤災害	0 件	

② 地方公務員災害補償基金に対する負担金

地方公務員災害補償基金に対し、法令等に基づき、平成 26 年度中に高岡市が負担金として支出した額は、次のとおりです。

・平成 26 年度地方公務員災害補償基金負担金 15,478 千円

9 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

件数
0

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

件数
0